

つる 都留市 議会だより



都留市元旦マラソン

行政視察研修概要 …2~3
市長所信表明……………4
一般質問……………5~13
各委員会の審査内容と結果…14

定例会議案議決結果 他 …15
議長不信任決議案 ……16
政治倫理審査会 ……17~19
議会日誌 他 ……20

●総務産業建設常任委員会

(1) 平成30年11月19日(月)

葉っぱビジネス

徳島県勝浦郡上勝町

1. 世界が注目する上勝町のビジネス

「葉っぱビジネス」とは、日本料理を美しく彩る季節の葉や花、山菜などの「つまもの」を、栽培・出荷・販売する農業ビジネスのことという。当時、農協職員だった現在の「株式会社いろどり」の社長が、ある料亭で、女性がその葉っぱを丁寧に包んで持ち帰ったところを目撃し、ひらめいた事業である。

高齢者はパソコンやタブレットを駆使し、「上勝情報ネットワーク」から入る全国の市場情報を分析し、自らマーケティングを行い、栽培した葉っぱを全国に出荷している。この「上勝情報ネットワーク」では、自分の売り上げが何番目か、順番がわかるようになっていて、農家のやる気を出させるツボをついた情報を提供している。

うだ。

2. 葉っぱビジネスと上勝町の今後の課題

町の人口はこの10年間で2割減っており、いかに移住者を増やすかが課題となっている。

だが、葉っぱビジネスは農家が所有する山で栽培したり、自生する葉や実を採ったりして成り立つものであり、移住者が土地を購入して栽培技術を習得するには年月がかかる。

そこで今後、「いろどり」(現在は、契約農家に出荷情報を提供する第三セクター)では、町が買い取った山林に商品となる



(株)いろどりでの研修。葉っぱを中心とした地域資源を軸に地域ビジネスを展開している。

桜や梅などを植え、土地を持つていない人にも栽培や収穫のノウハウを伝え、「つまもの」を栽培しない区域は林業研修にも利用し、山全体を人材育成の場とする構想を持っているとのことである。

3. 考察

葉っぱビジネスが人口に多大な影響を与えているかといえどもそうでもないようである。この理由としては、雇用や住宅整備が追いついていかないこともあがるが、事業が成功するだけでは不十分であり、それが移住を希望する人にとって魅力的な仕事か、本当にやりたい仕事なのかに着目することが、人を呼ぶ上で重要なことであると感した。

●社会厚生常任委員会

(1) 平成30年11月19日(月)

ICTを活用した「大府市の授業」の構築

愛知県大府市

1. 『大府市の授業』への取り組み
大府市では、21世紀を生きる

子どもたちに求められる力を育む教育を実現するため、ICTを活用した授業の構築に向け、全国でも一早く取り組んできた。

その中の大府市立東山小学校では、平成22年度より総務省が実施した「フューチャースクール推進事業」の実証校に選定され、4年間に渡りICTを活用した協働学習の実証研究に取り組み、この様子に強く感銘を受けた当時の市長が、「フューチャー(未来)ではなく、今すぐ必要な教育環境だ」と、平成27～28年度にかけて小学校3年生以上の児童生徒2人に1台の割合となる3,583台のタブレット端末をはじめ、大型提示装置やデジタル教科書などのICT関連機器を一斉に整備した。

2. 実証研究による効果と留意点

- 画像や動画を活用したわかりやすい授業により、興味・関心を高め、学習意欲が向上
- 児童生徒の学習の習熟度に応じたデジタル教材を活用し、知識・理解の定着
- 電子黒板等を用いて発表・話



大府市立北山小学校でのICTを活用した授業

し合いを行うことにより、思考力や表現力が向上

○教員間のICT活用事例や教材等の情報共有、授業研究会の実施や外部講師を招いた研修による指導力の向上

○デジタル教科書・教材等を提示するだけでなく、観察・実験等の体験的な学習が必要

○ICTを活用して発音や対話の方法を学習するだけでなく、対面でのコミュニケーション活動に合わせて行うことが必要

3. 考察

ICTを活用した授業を取り入れる上で、本市における一番の課題は予算の確保であろう。その対策としては、国からの助成金や「ふるさと納税」に都留市学校ICT援助金（仮称）を新設するなど、財源の確保に向けた取り組みが重要である。

事前にICTを活用した教育現場での問題点や課題などを確認し、教員の意見をよく聞いたうえで、導入に向け取り組む必要があると考える。

今後の社会は、AIなどICT化が進み、子どもたちの生活も変化していく中で、本市の子どもたちが周囲との格差が生じないように取り組んでいかなければならない。

(2) 平成30年11月20日(火)

議会改革「市民フリースピーチ制度」

愛知県犬山市

1. 犬山市議会の議会改革の取組み

犬山市議会においては、平成29年5月、議長にアメリカ生ま



市民フリースピーチ制度の発言の場である犬山市の議場にて

れのビアンキ・アンソニー議員が就任し、データはないが恐らく初の外国出身の市議会議長となった。また、ビアンキ議長が就任してから、「前例より前進」をモットーに米国の例をもとに、市民参加の場として「市民フリースピーチ制度」を実施するなど、犬山市議会の議会改革は全国から注目されている。

2. 市民フリースピーチ制度の概要と課題

これは、市民が議会に対して市政への意見、要望を5分間（発言者7名まで）、発言できる制

度である。特徴として、発言者は議場で登壇し、議員の前で発言することである。

この制度の成果として、発言内容にもよるが、議会として市へ申し入れを行い、事業の見直し等について市から回答をもらうこととしている。

課題としては、応募者に偏りがあり、女性や若者が少ないことである。改善策として、女性や若者を対象としたフリースピーチ制度の開催も挙げられている。

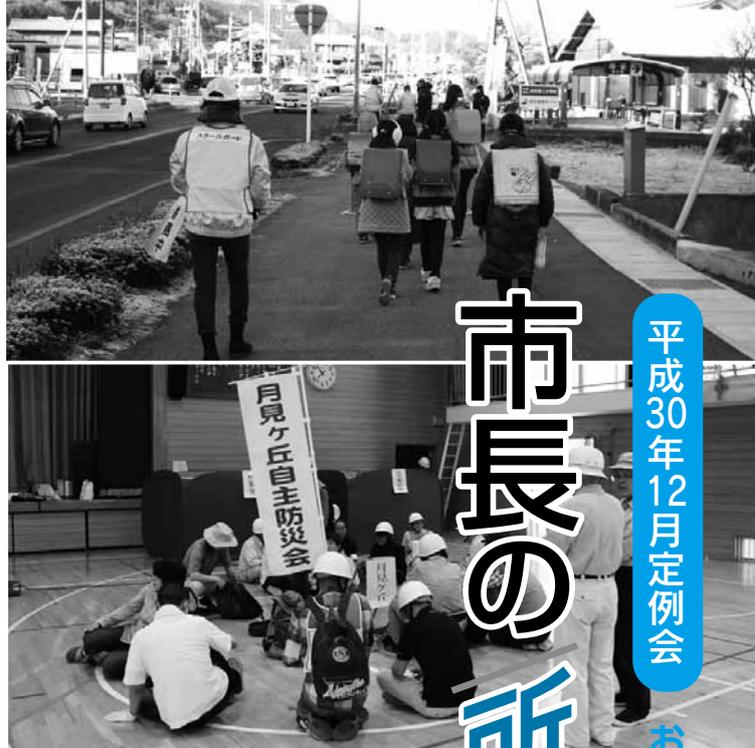
3. 考察

市民フリースピーチ制度を実施することにより、各議員も様々な案件に対しての説明能力が求められる。それが議員のスキルアップとなり、その結果として議会改革にも繋がっていくと考える。

また実施回数も少なく、市民の反応も細部まで未検証であるが、フリースピーチで提案されたものが実現されれば定着していき、提案課題を各議員が討論する必要があるので議会の活性化には寄与すると考えられる。



都留市セーフコミュニティ啓発マーク



平成30年12月定例会

おもな事業内容

市長の所信表明

○第6次都留市長期総合計画「中期基本計画」の策定

「第6次都留市長期総合計画終了年次に3万人の人口を維持する」という目標を実現するために、どのような条件が必要なのかを共有・把握し、その上で必要な具体的手立てとして実行性の高い中期基本計画となるよう、11月に設置した「都留市長期総合計画審議会」で協議を進めていき、年度内の策定を目指します。

○生涯活躍のまち・つる事業

10月に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の交付金チームや生涯活躍のまち形成支援チームが視察のため本市を訪れました。

本市のこの事業に対する取り組み方や考え方は、先行事例となりうるものであり、いよいよ下谷の単独型居住プロジェクトがスタートするので、国としても全面的に支援していきたいという力強い言葉をいただきました。

この単独型居住プロジェクトでは、12月よりサードビル付き高齢者向け住宅への改修工事が着手されたところであり、来年夏の完成に向けた準備が加速するものと考えています。

○セーフコミュニティ本格的にスタート

9月に設立した、都留市セーフコミュニティ推進協議会において6つの「重点課題」を決定し、10月にはこの課題ごとに、「防災・減災対策委員会」、「交通安全対策委員会」、「防犯対策委員会」、「高齢者の

安全対策委員会」、「親と子の安全対策委員会」、「心の健康対策委員会」を立ち上げ、11月には、これらの対策委員会の情報収集や評価・分析を行う「都留市外傷サーベイランス委員会」を設置しました。認証を受ける上で必要な組織がすべて整い、本格的に取り組みが始まります。

○西桂町との公共施設の相互利用

本市と西桂町において、「公共施設の相互利用に関する協定」を締結し、11月1日から西桂町所有の三ツ峠グリーンセンターの温泉施設、コートージ、テニスコート及びフットサル場など9施設を西桂町民と同じ条件、同じ料金で都留市民も利用出来るようになりました。

併せて、西桂町の皆様には、本市の健康ジムや芭蕉月待ちの湯など、11施設を活用していただけたこととしました。

○市内の7郵便局と包括連携協定を締結

連携事項は、「安心・安全な暮らしの実現」、「未来を担う子どもの健全育成」、「本市の魅力の発信」、「地域コミュニティの活性化」、「災害対策」、「人口減少対策」、そして、「生涯活躍のまち・つる」及び「セーフコミュニティの推進に関すること」などとし、市内の7郵便局を活用した、市のお知らせ、イベント情報等の広報、また、圏域となる南関東支社のネットワークを活用した観光PRと移住先としての情報発信、地域の見守りなど、幅広い分野において連携ができるものです。

○小中学校のエアコンの設置

政府により一年限りで新設された「ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金」による内示を受け、来年度のできる限り早い時期に設置が完了できるように、各学校と調整を行いながら整備していきます。

市政を問う！

12月定例会では8人の議員が、市の一般事務について質問しました。
議会だよりでは、質問と答弁の要旨をお伝えします。
全文記録については会議録をご覧ください。
会議録は市ホームページ、市立図書館及び都留文科大学図書館で閲覧できます。

1 山本 美正 議員 6ページ

(1) 空き家対策について

2 小林 健太 議員 7ページ

(1) 都留市立病院の展望に関して (2) 耕作放棄地の解消に関して
(3) 青少年の自然体験に関して

3 小俣 義之 議員 8ページ

(1) 認知症高齢者への支援について
(2) 高齢者の居場所づくりについて

4 鈴木 孝昌 議員 9ページ

(1) 上谷交番移転に伴う本市の対応について

5 藤本 明久 議員 10ページ

(1) 都留市の農業振興施策について

6 藤江 喜美子 議員 11ページ

(1) 市民の健康増進に向けた取り組みについて

7 板倉 保秋 議員 12ページ

(1) 市内小学校・中学校のトイレ施設洋式化とトイレ床の乾式化について
(2) セーフコミュニティについて (3) 国民健康保険税の負担軽減について
(4) 奨学金制度の充実と拡充について

8 谷垣 喜一 議員 13ページ

(1) 幼児教育の無償化について (2) タイムラインについて
(3) 地域公共交通について



山本 美正 議員

過日、本県では初となる略式代執行による、特定空き家の解体撤去が始まった。そこで、本市の空き家について問う

問 「空家等対策の推進に関する特別措置法」とは。

答 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを考慮し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活の保全を図り、併せて空家等の活用を推進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定め、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として平成26年に公布された法律である。

問 「特定空き家等」の定義は。また、その選定方法は。

答 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の

生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認められる空家等（※）と定義される。

その選定方法は、市職員による外観調査及び所有者調査や空家等の適切な管理を促進するための情報提供及び助言を実施し、改善が見られなかった管理不全空家等については、建築士等による立入調査を実施する。その後、調査等の結果や所有者等の対応状況等を把握したうえで、庁内組織である「特定空家等対策委員会」と有識者組織である「特定空家等対策審議会」での審議を経て市長が特定空家等に認定する。

※空家等

建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及び立木その他の土地に定着する物を含むその敷地のこと

問 所有者がいる場合はどうなるか。

答 特別措置法の規定に基づき必要な措置を自ら行うよう指導するが、それにもかかわらず改善が見られない場合は勧告を行い、なお改善が見られない場合には、必要な措置を命じる。それでもなお命令された措置の履行がなされず、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたときは行政代執行法により、家屋の撤去等の行政代執行を実施することができ、行政代執行に要した費用は、措置を命ぜられた者から徴収することになる。

問 略式代執行ができる条件は。

答 このまま放置すると老朽化危険が切迫し、地域住民や接道道路の通行人の生命、身体、財産に深刻な被害を及ぼす恐れのある状態の空家等であって、過失がなくてそれらの危険を回避するために必要な措置を命じることができない場合、市の負担においてその措置を行うことができる。とされている。

市政を問う!



小林 健太 議員

都留市立病院の展望は

問 都留市立病院の経営は過去複数年に渡り、単年度収支は2億3500万円の赤字となつてい

る。過去と同様の予算組が来年度行われると、基金を含めても累積赤字となつてしまうため、次年度の予算を組む前に計画と見込み、また、どのように黒字化をしていくか提言を組み込みながら問う。

答 ・初期はローリスク分婉で年間200件を目標、将来はハイリスク分婉も含む年間300件を目標。

・病床利用率は70%を目標にする。分娩再開に加え、眼科や泌尿器科なども常勤体制を目指す。

・連携できる一次医療機関の拡充が必要になってくる。
・民間病院で経営改善の実績がある特定任期付職員を採用し、市民との信頼や地域医療、福祉をリードしていける取り組みに期待している。

耕作放棄地の

解消は

問 耕作放棄地を問題として捉えがちではあるが、考え方の角度を変えれば、収益化できる財産となりえる。有効活用していくための取り組みは。

答 市内全農地820ヘクタールのうち477ヘクタール

が荒廃農地ではあるが、本市では高収益作物導入事業は順調に作付けされ、郡内地域での本格的な果樹栽培の導入の可能性が高まってきており、県からも支援と協力をいただいている。また、農業の担い手育成や中山間地域総合整備事業による生産整備も進め、耕作放棄地対策として農地中間管理機構を活用した国や県の支援についても、その要件に適合した場合には、支援が受けられるよう積極的に働きかけを行っている。

提言・耕作放棄地＝農業、プラスチックと考える、例えば太陽光パネルの下で農業を行うソーラーシェアリングなどを検討するのも一つ。引き続き、耕作放棄地を有効活用していけるような手法とそれらの周知をお願いする。

青少年の自然体験

に関して

問 青少年の自然体験は田舎で受ける教育として強みになると考えられ、都市部との差別化や都市部との連携・交流をする機会となる。本市の主な自然体験施設は。

答 青少年向けの主な自然体験活動である「のびのび興譲館」の「自然塾」では、泥田んぼやドラム缶風呂、川遊びなどを行っている。特徴あるものとしては、災害時に電気が使用できない状況でも行動できるように、目を暗闇に慣らしながら歩く「ナイトハイク」や、ナイフを使って箸を作り、斧を使って薪を割り、なたを使っての枝打ち等、刃物を使った体験も行っている。

提言・都市部から来る子どもたちとの交流の場をつくり、そのような場所と生涯活躍のまち・つる事業を連携させるなど、複合的な本市の生活環境の整備をお願いする。

認知症高齢者への支援を問う



小俣 義之 議員

問 認知症の理解を深めるための周知活動の現状と今後の取り組みは。

答 認知症の特集や認知症カフェの情報や広報に掲載するほか、認知症サポーター養成講座の実施、サポート事業所の普及等を行ってきた。また、民生委員や介護事業所等の職員を対象とした認知症の講座を開催し、支援者の理解を深めるための啓発活動にも取り組んできた。

また、近年の認知症に関する相談内容は、多様化・複雑化していることなどから、本年6月に保健師が認知症看護認定看護師の資格を取得し、職員を対象とした研修会を開催するなど、認知症の方や家族、支援者の状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう努めている。

問 保健師が認知症看護認定看護師の資格を取得したとのことだが、これはどのような資

格なのか。また、その役割は。

答 この資格は、認知症について一定の知識と経験を積んだ看護師などが、看護大学などの教育機関で、専門機関の指定する教科により認知症についてさらに深く学び、これらの課程を修了し、試験に合格した者のみに与えられる。

役割としては、認知症に対する高い水準の看護の実践とともに、看護や介護の人材育成も行うものとされ、地域包括支援センターにおいては、認知症の看護や、介護事業者等へのより専門的な相談支援を行うなど、更なる認知症ケアの質の向上が図られるものと期待される。

高齢者の居場所づくりについて

問 居場所についてどのように周知しているか。

答 居場所づくりの活動については、広報に高齢者の情報コーナーを設け、毎月居場所の活動状況について紹介するとともに、CATVの「都留のイ

マドキ」のコーナーで居場所特集を放映するなど、市民への周知活動を行っている。

しかしながら、地域によって居場所の設置状況に差があり、居場所の認知も全地区に及んでいないことから、来年度は各地域で保健師を中心として健康教室を開催し、歩いて気軽に参加できる場としての居場所の大切さを伝え、理解を深めていきたい。

問 居場所を継続していくための支援はしているか。

答 課題を解決する場としての情報交換会を定期的の実施するとともに、相談支援を強化するためのマニュアル作りや、プログラムの充実、運営を担う人材育成などを行い、市内各地域に「歩いて行ける居場所」づくりを目指していきたい。



交流会、脳トレーニング、健康講話などを行っている「仲良俱樂部」。月1回、宮原自治会館にて活動。

市政を問う!



鈴木 孝昌 議員

上谷交番移転に伴う 本市の対応を問う

問 上谷交番移転の経過は。

答 平成19年4月1日に都留警察署が大月警察署へ統合されて以来、警察署の誘致及び、都留文科大など多くの学生が居住、生活する田原地域への交番の設置を山梨県警に強く要望してきた。

問 今回、山梨県警から新たな交番を増設することは非常に困難であるが、昨今の犯罪件数及び都留文科大前駅ができたことによる人口の動向等を勘案し、田原地域への交番の設置は上谷交番を移設するかたちで実施すると回答があり、設置場所については、現在の都留文科大前駅隣の市有地に移転する方向で警察との協議が整ったところである。

問 移転のスケジュールは。

答 来年度に新たな交番を山梨県警が建設し、2020年の4月に、業務を開始する予定となっている。

問 移転後の現上谷交番の利用は。

答 大月警察署と上谷地域の安全確保等について協議した結果、「地域安全ステーション」(セーフティ・ステーション)として整備することとした。これは、広く地域における自主防犯活動を支援・促進する場とすることを目的に設置されるもので、本年度より取り組みを開始したセーフティ・ステーションとも連携し、自主ボランティア団体の情報交換や、青パト駐留所等の拠点としても活用を検討している。

また、本市独自の政策として、この地域安全ステーションに警察OBの方を日中常駐させることで、より安全安心の確保を図っていく。

問 県内における地域安全ステーションの設置状況は。

答 11警察署管内に14か所の設置がある。富士北麓・東部地域においては、富士吉田市と上野原市の2か所に設置されている。

問 今後、上谷地区の地域安全ステーションをどのように運営していくのか。また、他市の運営と違いがあるか。

答 県内他市に設置されている地域安全ステーションについては、警察OB等による日中の常駐はなく、パトロール中に立ち寄るシステムとなっている。上谷に予定している地域安全ステーションにおいては、より安全安心の確保を図るため、本市独自の政策として警察OBを日中常駐させる方向で考えている。当然、パトロール中の警察車両の立ち寄りもあるため、現在の交番の機能は維持できると考える。



本市の農業振興施策を問う



藤本 明久 議員

農業を取り巻く環境は、都留市でも全国でも、人口減少と高齢化の進行や後継者担い手不足により、農家数や生産量ともに減少傾向にあり、このままでは人の生活を営む上で一番重要な1次産業は衰退の一途をたどってしまうのではないかと危惧している。

問 本市の農業振興地域における農地の面積は。

答 本市の農業振興地域の農地の面積は711ヘクタールで、うち387・8ヘクタールが農用地区域であり、その比率は約54%である。

問 相続等で取得した方が耕作できなところも出てくると思われるが、農振地域の見直しについてどう考えるか。

答 農地法に規定する第1種農地などを考慮するとともに、農振除外の5つの要件である、農用地区域以外に代替えすべき土地が

ないことや、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他の農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことなどの条件により農振地域の見直しを図っていく。

問 特に住宅地に隣接する解除可能な農振地域の見直しを進めてもらいたいが、小形山大原地域の工業団地隣接の農振の見直しは。

答 要件を満たす農地であれば農振解除ができるが、個別の案件となるので、その内容により審査をする必要がある。



問 他の自治体では、農業での新規企業誘致など活発に事業展開を図っているようだが、本市では農業分野での企業誘致をどう考えるか。

答 雇用の確保や大規模な企業参入による耕作放棄地等、農地の有効活用の観点から、積極的に企業誘致を進めるべきであると考え。他市では、農地の基盤整備とセットで企業誘致を積極的に進めている事例もある。

また、市外企業からの本市における農業参入についての問い合わせもあるため、引き続き企業を活用した農業振興を進めていく。

問 道の駅つるの恩恵は生産者や多くの市民に還元されていると思うが、市内への波及効果は。

答 農家をはじめとした生産者においては、所得向上をはじめ、道の駅つるに出荷することの楽しさや、生き甲斐・やりがいの創出の場としての効果が出てきている。

また、飲食店などの農家以外の他業種の方も、道の駅つるでの販売による所得の向上はもとより、道の駅つるを拠点とした市内観光施設への誘導などの波及効果により、市内経済の発展、活性化に貢献している。

市政を問う!



藤江 喜美子 議員

市民の健康増進に向けた 取り組みについて問う

問 「いきいき動かし隊」は、「運動」や「食」を中心とした健康づくりに参加し、その成果を「見える化」することで、楽しみながら健康的な生活習慣を実践できる「健康支援プログラム」とのことであるが、具体的にどのような事業か。

答 この事業は、「株式会社タニタヘルスリンク」と業務提携し、「いきいき動かし隊事業」に取り組んでいる。特定健康診査等の結果から生活習慣病のリスクが高い方を対象として、活動量計や体組成計等を活用し、現状の健康状態を把握したうえで、日常生活での歩行指導や「都留市健康ジム」とタイアップしたエクササイズなど「運動」を中心としたプログラムと、管理栄養士による健康セミナーや調理実習への参加など「食」を中心としたプログラムに並行して取り組んでいく。

これらを実践する中で、参加者が株式会社タニタヘルスリンクの健康管理システムへ活動データを送信することで、自身の消費カロリーや体脂肪率等の各種数値の変化をスマートフォンやパソコンから、気軽に確認することができる。

さらに、年度末には、身体測定会を実施し、保健師や管理栄養士による個別保健指導も受けられるとともに、健康づくりポイント事業による健康ポイント手帳へのポイントも付与されるなど、事業全般としては、楽しみながら健康づくりを実践できる、健康支援プログラムとなっている。



都留市健康ジム

問 「健康ジム」は、本来なら利用者が徒歩で通える場所への設置が望ましいと考えるが、現在の利用状況は。また、今後の展望は。

答 11月末現在の利用状況については、累計利用者は2万600人あまりで、会員としての登録者数は2千500人を超えている。

今後の展望としては、まずは、利用者のニーズに応じた教室や講座を充実させながら、当ジムの利用者数の増加や新たな会員の確保に努めることを優先することとし、他地域への拡充については、各地域で行われる高齢者の「居場所」への健康ジムスタッフの派遣などにより、誰もが気軽に健康づくりに取り組める体制を整えていきたい。

問 人気がある機器の増設の予定は。

答 機器増加のニーズに対しては指定管理者との契約内容やジムエリア内のスペースの問題もあるため、増設の必要性や機器の種類のバランスなども考慮しながら検討していく。

小中学校トイレ施設の 改善に向けた取り組みは



板倉 保秋 議員

問 トイレの洋式化とトイレ床の乾式化を早期に実施すべきではないか。

答 学校の中には、構造上の理由から便器の洋式化改修が困難な校舎もあり、PTAなどで組織する「義務教育振興都留市民運動実行委員会」から、トイレの洋式化、床面の湿式方式から乾式方式への改修の要望をいただいている。

本市ではトイレの洋式化を計画的に進めるとともに、トイレ床面の乾式化も徐々にではあるが進めてきている。今後とも、現在策定を進めている学校施設の長寿命化計画における施設の大規模改修などにより順次進めていく。

問 「危険の発見から問題の解決まで」短い時間でできるような、多くの団体が有機的に連携・協働できる環境整備が必要だろうか、どう考えるか。

答 9月には、37団体42名の委員から組織する「都留市セーフコミュニティ推進協議会」を立ち上げ、10月には、これからの認証取得に向けた約2年間の活動をスタートさせるための6つの対策委員会を立ち上げ、それぞれのテーマに関連した各種団体や市民の方々が委員となり、有機的に連携して活動していく。

この1つに「交通安全対策委員会」があり、今後、警察や消防などが保有するデータを議論の根拠とし、この委員会の中で「何が安全で安心に繋がる対策になるのか」「そのための効果的な取り組みは何か」など、結論を見いだし、地域協働のまちづくり推進会を始めとする団体や市民一人ひとりに呼びかけ、事故やケガが減少するための対策を講じていく。

の制度的矛盾と加入者世帯の貧困化が進んでいるが、市としての対応策は。

答 国保に対する財政支援の拡充と国保運営の都道府県単位数により制度の安定化が図られ、本市でも、国保の財政基盤の改善が見込まれ、本年度から国保税率の引き下げを行った。

しかし、一人あたりの医療費も毎年上昇しており、県へ納付する来年度の国民健康保険事業費納付金も増加する見込みである。この傾向が続くと、再び保険税率引き上げの可能性があることから、引き続き医療費適正化に向けた事業を積極的に推進していく。

制度の矛盾については、将来的には国保も含めた医療保険制度の一本化が抜本的な改善であろう。国保財政の安定化については、国の更なる財政支援が不可欠であることから、医療費等に係る国庫負担割合の引き上げや、子どもに係る均等割額の軽減措置の導入など、現状を踏まえ、県と連携し、制度の実現に向け引き続き国に強く要望していく。

セーフコミュニティ について問う

国民健康保険税の 負担軽減について問う

問 国保は「均等割」「平等割」

その他の質問事項

・奨学金制度の充実と拡充に

USJ

市政を問う!



谷垣 喜一 議員

幼児教育の無償化について問う

問 政府は、3〜5歳児のすべての子どもの幼稚園・保育園の費用を無償化するとともに、0〜2歳児についても低所得世帯の保育料の無償化を目指すとしているが、本市の幼児教育の無償化の現状は。

答 本市の現状としては、保育料は全体平均で国基準額の約6割となっており、年間で約1億円程度の軽減を実施し、3歳未満児の保育料についても一定の所得制限を条件に「都留市第2子以降3歳未満児保育料無料化事業」により、約100人の子どもに対し、年間で2千万円程度の無料化を実施するなど県下でもトップレベルの子育て支援を推進している。

幼児教育の無償化にあたっては、今後も国と地方の財源負担と併せ、実施方法、特に幼児教育・保育の質の確保等についても、国の動向を注視する中で、協議検討を進め適切に対応していく。

タイムライン (防災行動計画)を問う

問 タイムラインの必要性の周知徹底と今後の取り組みは。

答 現在、台風や豪雨等の被害規模が想定できる進行性災害等への対策として、災害発生前からの行動指針となる「都留市風水害タイムライン」の策定を進めている。

この夏、本市へ接近した台風の発生時に、このタイムラインの原案に基づき時系列での行動指針を確認する中で、市民とともに万全の準備を行ってきた。今後は、「都留市防災会議」等において検証を行い、本年度中には「都留市風水害タイムライン」を完成させる予定である。

防災活動においては、行政・住民・関係団体等の連携した取り組みが必要になることから、市広報や防災研修会等とおして、タイムラインの内容や必要性の周知・徹底を図り、さらにその検証や更新を進めていく。

地域公共交通について問う

問 より利用しやすい地域公共交通に向けて本市の取り組み

答 循環バス、予約型乗合タクシーとも利用者はここ数年若干の減少傾向にあることから、昨年度、高齢者の方が集まる機会をとらえ「公共交通に望むこと」、「公共交通に対する不満」等、市民の声を伺った。

本年6月に開催した都留市地域公共交通会議において、これらの意見を反映させ、予約型乗合タクシーについては空白地域の解消として、新たな停留所の設置に伴う運行経路の変更を議題として挙げ、10月より実施したところ、前年度同月と比べ利用者は増加した。

今後も引き続き市民の意見を聞く中で、運行時間・運行経路の見直し等、利用者の利便性を向上させる施策を、地域公共交通会議を通じて、地域で守り育てる公共交通を基本とし、多様な視点から検討していく。

総務産業建設

常任委員会

12月19日午前10時から

委員長 山本美正 副委員長 小俣義之

■審査した議案(付託議案)

- ・議第65号 都留市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件
- ・議第66号 市道の路線の認定の件
- ・議第67号 平成30年度都留市一般会計補正予算(第3号)
- ・議第68号 平成30年度都留市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ・議第69号 平成30年度都留市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ・議第70号 平成30年度都留市盛里財産区特別会計補正予算(第1号)
- ・請願第4号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願
- ・請願第5号 治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を国に求める請願

委員会では、

- ・選挙運動用ビラ作成の公費負担となる当該ビラの規格及び内容確認の有無について
- ・地域おこし協力隊の住居に関し、空き家を活用するなどとした本市の考えについて、などの質疑があり、慎重に審査した結果、付託議案の全てを原案可決としました。次に、請願についてはいずれも継続審査すべきものとなりました。



社会厚生

常任委員会

12月19日午後1時30分から

委員長 藤江喜美子 副委員長 日向美徳

■審査した議案(付託議案)

- ・議第67号 平成30年度都留市一般会計補正予算(第3号)

委員会では

- ・債権回収特別対策費に関し、増員となる職員の勤務体系と職務内容について、
- ・生活保護申請時の資産の処分状

況などについて、などの質疑があり、慎重に審査した結果、付託議案の全てを原案可決としました。

※議第67号 平成30年度都留市一般会計補正予算(第3号)は、それぞれの常任委員会で所管する補正予算案を分けて審査します。

◆ 12月21日 閉会
◎ 本会議
◎ 委員長報告
◎ 議案審議

◆ 12月19日 常任委員会
◎ 総務産業建設常任委員会
◎ 社会厚生常任委員会

◆ 12月17日 本会議
◎ 一般質問

◆ 12月6日 開会
◎ 本会議
◎ 会議録署名議員の指名
◎ 会期の決定
◎ 提出議案の市長説明並びに所信表明
◎ 議案審議
◎ 議案・請願の委員会付託

12月定例会
会期日程

12月定例会議決結果

(議員別賛否を含む)

区分	議員名 議案等名	議決 結果	志村	小林	日向	天野	奥秋	山本	小澤	板倉	藤江喜美子	藤本	鈴木	谷垣	国田	小俣	小俣	小林
			武彦	健太	美徳	利夫	保	美正	眞	保秋	明久	孝昌	喜一	正己	義之	武	歳男	
市長 提出	議第63号 教育委員会委員の任命について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第64号 平成30年度都留市一般会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第65号 都留市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	議第66号 市道の路線の認定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	議第67号 平成30年度都留市一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	議第68号 平成30年度都留市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	議第69号 平成30年度都留市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	議第70号 平成30年度都留市盛里財産区特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	議第71号 都留市職員給与条例及び都留市一般職の任期付職員の採用等に関する条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	議第72号 都留市長等の給与条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	議第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠	
議員 提出	議員提出議案第1号 都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	欠
	議員提出議案第2号 政治倫理審査会の審査結果の件	可決	○	×	○	○	△	△	×	○	○	×	△	○	○	△	—	欠
	請願第4号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願	継続 審査																
	請願第5号 治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を国に求める請願	継続 審査																

○は賛成 ×は反対 △は議場に不在 欠は欠席 ※議長は採決に加わりません。

各会議等における議員の欠席日数状況報告

(H30.10月~12月)

	志村	小林	日向	天野	奥秋	山本	小澤	板倉	藤江喜美子	藤本	鈴木	谷垣	国田	小俣	小俣	小林
	武彦	健太	美徳	利夫	保	美正	眞	保秋	明久	孝昌	喜一	正己	義之	武	歳男	
本 会 議	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
常 任 委 員 会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
特 別 委 員 会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 員 協 議 会	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
議 員 研 修	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—

議長に不信任決議案

12月定例会閉会日(12月21日)において、小侯武議長への不信任決議案が提出されました。

提案理由

提案者：小侯義之 議員

ただいまから、議長不信任決議案の提出理由の説明を申し上げます。

先日、都留市議会議員政治倫理条例に基づき政治倫理審査会が設置されましたが、その設置や審査委員の人選について大なる疑義を感じました。

まず、審査請求の手続きは、都留市政治倫理条例第7条第1項に定める、対象議員が遵守義務に違反していると疑うに足りる事実を証する資料を添付し、議長に提出しなければならない、とあります。提出された添付書類を拝見すると、事実を証するどころか名前すら記載されておらず、とうてい資料と呼べる代物ではありません。誰がどう見てもその要件を満たしていない資料であることは一目瞭然であります。

続いて第3項では、議長は、審査請求が第1項に規定する要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項に規定する補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする、とあります。要件を満たしていない当該請求は普通だったら当然却下されるものだと思いますが、一体議長はどこをどう見て要件を満たしていると判断をしたのでしょうか。

また、審査会の設置については政治倫理条例の第8条に定める、議長は、前条に規定する審査請求が適当であると認めるときは、都留市議会議員政治倫理審査会を設置し、当該審査請求に係る審査を審査会に付託しなければならない、とあります。つまり、審査会設置権者である議長は、だれがどう見ても政治倫理条例の定める要件を満たしていない請求を適当であると認め、受理したわけであります。

さらには審査委員の指名についてであります。政治倫理条例第8条第3項によると、審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する、とあります。議長が指名した議員5名のうち、なんと4名が請求された審査事件に深く関係する議員であります。公平・公正なる議長であれば、事件を審査する第三者機関の要素が強い審査会の委員に関係議員を指名するということは、社会通念上あまり考えられない人選であります。

こうした一連の強引とも言える政治倫理審査会の設置や、不条理と思われる審査委員の指名には、何か特殊な事情というものがあるかと推測するわけであります。この決議案の提出者である私、あるいは賛成議員の間ではその理由がつかみづらくなっておりません。これではとても公平・公正な議会運営が保たれるとはとうてい思えず、本市議会の秩序を乱すと思われる行為を、我々としては見過ごすわけにはまいりません。

よって、ここに不信任決議案を提出するものであります。

反対討論

藤江喜美子 議員

ただいま議長不信任案が提出されましたが、私は納得がいきません。

先日提出された、政治倫理審査請求に係る倫理審査会の委員の選任にあたり、不公平性を感じるとおっしゃっていましたが、常に議長は公平・公正にということを考えて委員の選出にあたりました。議長は常に議会運営のことを考え、議会が円滑に進むよう考えておられます。

それにもかかわらず、この議長不信任案がなぜ出たのか私は不思議に思います。よって、この議長不信任案に反対します。

結 果

小侯議長と、議長に代わり議事進行を務めた国田副議長、欠席議員1人を除く13人で採決を行い、賛成4人、反対9人で否決された。

政治倫理審査会

都留市議会では都留市議会議員政治倫理条例を定めています。審査請求があった場合は、議長が設置する都留市議会議員政治倫理審査会で審査を行い、その結果を議会に諮り、議決を行います。

都留市議会政治倫理条例第3条第1項第1号の「品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と規定する政治倫理基準の遵守義務に違反すると、平成30年10月19日付で審査請求が提出され、これに対して審査が行われました。その概要は次のとおりです。

◎審査請求年月日

平成30年10月19日（金）

◎請求者

・天野利夫 議員 ・板倉保秋 議員 ・藤江喜美子 議員

◎審査を求める議員の氏名

鈴木孝昌 議員

◎遵守義務違反の内容

- (1) 9月定例議会最終日、副議長不信任決議案の提案理由での本会議場においての虚偽発言と疑われる発言の検証
- (2) 不法建築（確認申請、その他に関して）の説明責任と検証

◎政治倫理審査会委員

委員長 谷垣喜一 議員

副委員長 藤本明久 議員

委員 国田正己 議員 小澤 眞 議員 志村武彦 議員

◎開催日時

第1回	平成30年10月26日	10時から	第7回	平成30年11月21日	10時から
第2回	平成30年10月30日	10時から	第8回	平成30年11月30日	10時から
第3回	平成30年11月2日	10時から	第9回	平成30年12月4日	13時30分から
第4回	平成30年11月6日	10時から	第10回	平成30年12月6日	13時30分から
第5回	平成30年11月12日	10時から	第11回	平成30年12月10日	13時30分から
第6回	平成30年11月16日	10時から	第12回	平成30年12月13日	10時から

◎審査の結果

都留市議会政治倫理条例第3条第1項第1号の「品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と規定する政治倫理基準の遵守義務違反と認め、同条例第9条第3項第4号に規定する「議員辞職勧告」の措置とすることが適当である。

都留市議会議員政治倫理条例第11条「議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、その審査結果を議会に諮り、議決を行うものとする」との規定により、次のページに掲載した報告書を、12月定例会に議員提出議案として提出しました。

様式第7号(第8条関係)

平成30年12月21日

都留市議会議員政治倫理審査会報告書

都留市議会議長 小俣 武 様

都留市議会議員政治倫理審査会
委員長 谷垣 喜一

本審査会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので都留市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定に基づき報告します。

<p>審査請求対象議員</p>	<p>鈴木孝昌</p>
<p>審査の結果</p>	<p>都留市議会政治倫理条例第3条第1項第1号の「品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と規定する政治倫理基準の遵守義務違反と認め、同条例第9条第3項第4号に規定する「議員辞職勧告」の措置とすることが適当である。</p>
<p>理由</p>	<p>(1)については、「発言自由の原則」はあるものの、特に議場での発言は非常にその責任は重いものであり、発言の際には事実確認をした上で、慎重かつ責任を持って行うことが議員としての責務と考える。</p> <p>(2)については、資料によると建築士が建築に必要な証明書を偽造したとして、有印公文書偽造で在宅起訴されたとの新聞報道があったが、この報道の建物が当該議員のものではないかとの疑惑が持たれていた。審査を進める中で、この建物が当該議員のもので確認されたが、施主である当該議員からは、これまで何の説明もされていなかった。このことは、政治倫理条例第2条第3項の「議員は、政治倫理に反する事実があると疑いを持たれたときは、自らその疑惑を解明し、市民及び議会へ説明するとともに、その責任を明らかにしなければならない。」と規定する「議員の責務」が果たされていなかった。</p> <p>以上のことを総合的に勘案し、採決したところ上記の審査結果に至った。</p>
<p>備考</p>	<p>特に(2)において、当該議員が建築士の不正に関与していたか否かについては、審査会の権限外であるとの認識の下に、新聞報道があったことについての説明責任が同条例上あるものと判断した。</p> <p>また、審査の過程において当該議員に対し、新聞記事に至った経緯等の資料の提出と説明を求めたが、資料の提出も説明もなかったため、同条例第10条第2項の規定により公表する。</p>

国田正己 議員

議員辞職勧告案に対する賛成討論を行います。

まず初めに、10月26日から12月13日まで全12回開催された政治倫理審査会での最終結論を前に、藤本副委員長が会議室を退席した問題であります。

11回の会議において激論を戦わせてきましたが、それはそれでよいでしょう。しかし、最終結論を前に審査委員会委員としての責務を放棄し、自分の要職も顧みず、会議室を退席した藤本副委員長が本会議場での採決に参加するのであれば、議会人としての資質が問われるであろう。採決前に退席したことは、苦渋の選択をし結論を出さなければならなかった審査会そのものの軽視であり、また、副委員長としての責任を果たさなかったことは誠に残念であります。

次に、本会議場での虚偽発言についてであります。

9月3日の一般質問の聞き取りの中で、質問事項が議員同士で重なり、議長、副議長、議会運営委員長の3者での調整会議が行われました。質問の順番も1番であり、以前から当局に要望を重ねてきた議員の質問に対して、3者での調整会議の結果、後から提出された議員の質問を優先し、前者に対して関連質問で述べるようにとのことを決定されましたが、これは全く理不尽であり、理解できませんが、当該議員はやむなく妥協せざるを得ませんでした。とあります。しかし実際の調整会議では、これは藤本議会運営委員長の提案であり、これを受けた議長に、副議長はどうか？と聞かれ、私も同じ考えでありました。調整会議のメンバーである議長、副議長、議会運営委員長の三者で決定したことあります。議長の権限で勝手に決めたとありますが、これは真実ではなく事実無根です。すなわち鈴木議員の発言は嘘であり、虚偽ということあります。

次に、不法建築の説明責任と検証についてであります。

審査委員会は、10月26日から始まり12月13日まで計12回開催されてまいりました。会議にあたりましては、(1)については公開とし、(2)については個人情報保護の観点から不特定多数の傍聴人に対し、現実的に守秘義務を課せないと判断し非公開で行うこととしました。審査会は、鈴木孝昌議員に対し、審査に必要と思われる資料の提出を求めたところ、審査当日、出席した鈴木議員は、こともあろうか飴をなめなめ発言を行い、その姿勢があまりにも不誠実で、政治倫理条例そのものを、また審査委員会をも冒瀆しているようでありました。政治倫理条例第2条第3項では、「議員は政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、市民及び議会へ説明するとともに、その責任を明らかにしなければならない」とありますが、鈴木議員は個人情報を盾に一切の説明責任を果たしませんでした。また、第9条第2項では、「審査会は、審査対象議員に弁明の機会を与えなければならない」とありますが、その機会に欠席をしたうえ、6項目にわたる意見書を提出し、それは近日中に回答があれば出席を考えると高をくくっているような不当な要求であり、全く反省の余地もなく、その態度は高圧的であり審査会そのものへの挑戦でありました。政治倫理審査会の目的は、疑わしきは罰せずではなく、疑わしきは説明責任を果たす義務を遂行することあります。

このように、色々と申し上げましたが、鈴木議員は法律論で戦うという姿勢でもありました。私たちは政治にかかわるものとして、まず最初に市民に対して説明責任を果たさなければなりません。この点が、議員として一番大事なのではないでしょうか。そこが鈴木議員には一番欠けている点なのではないでしょうか。

以上の観点から私の、議員辞職勧告に対する賛成討論といたします。

結 果

小俣議長、欠席議員1人と採決権を棄権した議員4人を除く10人で採決を行い、賛成7人、反対3人で決された。



10月

- 3日(水) 議会だより編集委員会(第1回)
- 9日(火) 山梨県東部広域連合議会議員視察研修(～10日)
- 12日(金) 山梨県市議会議長会正副会長・事務局長会議
- 14日(日) 第43回都留市消防団員総合訓練大会
- 17日(水) 大月都留広域事務組合議会議員視察研修(～18日)
- 19日(金) 第260回山梨県市議会議長会定期総会
- 21日(日) 第40回都留市合唱祭
- 22日(月) 山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議会だより編集委員会(第2回)
- 26日(金) 全員協議会
第1回政治倫理審査会
- 30日(火) 第2回政治倫理審査会

11月



- 2日(金) 第3回政治倫理審査会
山梨県体育功労者賞受賞祝賀会
- 3日(土) 都留市文化祭式典並びに表彰式
- 5日(月) 大月都留広域事務組合議会11月定例会
- 6日(火) 第4回政治倫理審査会
- 8日(木) 都留市学校規模適正化準備会

- 12日(月) 第5回政治倫理審査会
- 16日(金) 第6回政治倫理審査会
都留市青少年健全育成推進大会
- 18日(日) 第3回リニアと翔る都留ロードレース大会
- 21日(水) 第7回政治倫理審査会
- 26日(月) 山梨県東部広域連合議会11月定例会
- 30日(金) 第8回政治倫理審査会
平成30年度都留市戦没者慰霊祭

12月



- 4日(火) ◎議会運営委員会／◎全員協議会
第9回政治倫理審査会
- 6日(木) ◎議会運営委員会／◎全員協議会
◎12月定例会 開会
第10回政治倫理審査会
- 10日(月) 第11回政治倫理審査会
- 13日(木) 第12回政治倫理審査会
- 17日(月) ◎一般質問
- 19日(水) ◎総務産業建設常任委員会
◎社会厚生常任委員会
- 21日(金) ◎議会運営委員会／◎全員協議会
◎12月定例会 閉会
- 28日(金) 仕事納め式

人 事 案 件

12月6日の本会議で、教育委員会委員の任命について議案が上程され、満場一致で同意されました。

●教育委員会委員

鹿留 三枝 泰子 法能 遠山 江理

12月21日の本会議で、固定資産評価審査委員会委員の選任について議案が上程され、満場一致で同意されました。

●固定資産評価審査委員会委員

十日市場 渡邊 良二 小野 志村 充

12月21日の本会議で、人権擁護委員の推薦について諮問が上程され、満場一致で同意されました。

●人権擁護委員

田野倉 佐藤 雅子 田原 平井 勝典
下谷 渡邊 芳治

次期定例会及び請願提出について

3月定例会日程(予定)

- 開 会 2月28日(木)
- 一般質問 3月11日(月)、12日(火)
- 閉 会 3月20日(水)

請願提出締切日(予定) ●2月25日(月)



議会だより編集委員会

編 集 後 記

2018年、平成最後となる今年の漢字は「災」。地震や豪雨などの自然災害により、多くの人が被災し、防災・減災の意識が高まり、スーパーボランティアの活躍にも注目が集まった。また、スポーツ界のパワハラなどの人為的災害も顕著であった。そんなことに思いをめぐらせながら、亥の年が幕を開け、いよいよ改元を迎える平成31年がスタートした。天災は避けられないとしても、人が引き金となる災害は防ぎたいものである。

昨年、本格的に取り組みを始めたセーフコミュニティ。「地域の誰もがいつまでも健康で幸せに暮らせるまち」を目標し、市民一人ひとりと共に考え、取り組み、実現させていく目標を備える。安全で安心なまちづくりへと、イノシンのように力強く突き進む年となることを願う。

編集委員 山本 美正

議会だより編集委員会
委員長 藤江喜美子
副委員長 藤本 明久
委員 小俣 武
委員 国田 正己
委員 山本 美正

